

第二級総合無線通信士「法規」試験問題

25問 2時間30分

A 1 次の記述は、無線局の種別及びその定義について、電波法施行規則（第4条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 海岸局 **A** と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
 基地局 **B** との通信（陸上移動中継局の中継によるものを含む。）を行うため陸上に開設する移動しない無線局（陸上移動中継局を除く。）をいう。
 船舶局 船舶の無線局のうち、無線設備が **C** のみのもの以外のものをいう。
 航空局 **D** と通信を行うため陸上に開設する移動中の運用を目的としない無線局（船舶に開設するものを含む。）をいう。

A	B	C	D
1 船舶局又は船舶地球局	陸上移動局	レーダー	航空機局
2 船舶局又は船舶地球局	陸上移動局又は携帯局	遭難自動通報設備又はレーダー	航空機局又は航空機地球局
3 船舶局又は遭難自動通報局	陸上移動局	遭難自動通報設備又はレーダー	航空機局
4 船舶局又は遭難自動通報局	陸上移動局又は携帯局	レーダー	航空機局又は航空機地球局

A 2 無線局の予備免許を受けた者が、工事落成の期限経過後2週間以内に工事が落成した旨の届出をしないときは、総務大臣からどのような処分を受けるか、電波法（第11条）の規定に照らし正しいものを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 工事落成の期限の延長の申請をするよう命じられる。
- 2 6箇月間無線局の免許の付与を保留される。
- 3 速やかに工事落成の届出をするよう命じられる。
- 4 無線局の免許を拒否される。
- 5 新たに無線局の免許の申請をするよう命じられる。

A 3 次の記述は、無線局の運用の開始及び休止の届出について、電波法（第16条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、免許を受けたときは、**A** を総務大臣に届け出なければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、この限りでない。
 の規定により届け出た無線局の運用を **B** 以上休止するときは、免許人は、その休止期間を総務大臣に届け出なければならない。休止期間を変更するときも同様とする。

A	B
1 運用開始の期日	1箇月
2 運用開始の期日	6箇月
3 運用開始の予定期日	1箇月
4 運用開始の予定期日	6箇月

A 4 次の記述は、無線局（登録局を除く。）の廃止及びそれに伴う措置について、電波法（第22条から第24条まで及び第78条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

免許人は、その無線局を廃止するときは、**A**。
 免許人が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、**B** 以内にその免許状を返納しなければならない。
 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく **C** を撤去しなければならない。

A	B	C
1 その旨を総務大臣に届け出なければならない	3箇月	送信装置
2 その旨を総務大臣に届け出なければならない	1箇月	空中線
3 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない	3箇月	空中線
4 あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない	1箇月	送信装置

A 5 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について、電波法（第28条及び第29条）の規定に沿って述べたものである。

□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の □ A 等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて他の □ B を与えるものであってはならない。

A	B
1 周波数及び空中線電力の偏差、高調波の強度	無線局に混信その他の妨害
2 周波数及び空中線電力の偏差、高調波の強度	無線設備の機能に支障
3 周波数の偏差及び幅、高調波の強度	無線局に混信その他の妨害
4 周波数の偏差及び幅、高調波の強度	無線設備の機能に支障

A 6 次の記述は、電波の型式の表示について、電波法施行規則（第4条の2）の規定により述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「A 3 E」は、主搬送波の変調の型式が □ A であって両側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャネルのもの、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものの電波の型式を表示する。

「J 3 E」は、主搬送波の変調の型式が振幅変調であって □ B による単側波帯のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャネルのもの、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）のものの電波の型式を表示する。

「F 1 B」は、主搬送波の変調の型式が角度変調であって周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質が □ C である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用しないもの、伝送情報の型式が電信であって自動受信を目的とするものの電波の型式を表示する。

「P 0 N」は、主搬送波の変調の型式が □ D であって無変調パルス列のもの、主搬送波を変調する信号の性質が変調信号のないもの、伝送情報の型式が無情報のものの電波の型式を表示する。

A	B	C	D
1 振幅変調	低減搬送波	アナログ信号	無変調
2 振幅変調	抑圧搬送波	デジタル信号	パルス変調
3 位相変調	低減搬送波	デジタル信号	無変調
4 位相変調	抑圧搬送波	アナログ信号	パルス変調

A 7 次の記述は、無線従事者でなければ行つてはならない無線設備の操作について、電波法施行規則（第34条の2）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

電波法第39条（無線設備の操作）第2項の総務省令で定める無線設備の操作（無線従事者でなければ行つてはならない無線設備の操作のことをいう。）は、次のとおりとする。

海岸局、船舶局、海岸地球局又は船舶地球局の無線設備の通信操作で □ A に関するもの

航空局、航空機局、航空地球局又は航空機地球局の無線設備の通信操作で □ B に関するもの

航空局の無線設備の通信操作で次に掲げる □ C に関するもの（自動装置による連絡設定が行われる無線局の無線設備のものを除く。）

- (1) 無線方向探知に関する通信
- (2) 航空機の安全運航に関する通信
- (3) 気象通報に関する通信（(2)に掲げるものを除く。）

A	B	C
1 遭難通信	遭難通信又は緊急通信	通信
2 遭難通信	遭難通信	通信の連絡の設定及び終了
3 遭難通信、緊急通信又は安全通信	遭難通信又は緊急通信	通信の連絡の設定及び終了
4 遭難通信、緊急通信又は安全通信	遭難通信	通信

8 次の記述は、秘密の保護及びこれに関する罰則について、電波法（第59条及び第109条）の規定に沿って述べたものである。
□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、A（電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第2項の通信であるものを除く。以下同じ。）を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
B の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
C がその業務に関し知り得た の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

A	B	C
1 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者
2 特定の相手方に対して行われる無線通信	無線通信	無線従事者
3 特定の周波数を使用して行われる無線通信	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者
4 特定の周波数を使用して行われる無線通信	無線通信	無線通信の業務に従事する者

A 9 次の記述は、船舶局の運用について、電波法（第62条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

船舶局の運用は、その船舶の航行中に限る。ただし、A のみを運用するとき、第52条（目的外使用の禁止等）各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
海岸局は、船舶局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために B ことができる。
船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、C について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならぬ。

A	B	C
1 受信装置	必要な措置をとることを求める	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数
2 受信装置	周波数を変更することを命ずる	通信の順位又は周波数
3 無線電話の送受信装置	必要な措置をとることを求める	通信の順位又は周波数
4 無線電話の送受信装置	周波数を変更することを命ずる	通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数

A 10 次の記述は、聴守義務について、電波法（第65条）及び無線局運用規則（第42条から第44条まで）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

デジタル選択呼出装置を施設している船舶局及び海岸局であってF2B電波156.525MHzの指定を受けているものはA、F2B電波156.525MHzで聴守をしなければならない。ただし、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないときは、この限りでない。

船舶局であってF3E電波156.65MHz又は156.8MHzの指定を受けているもの（旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものの船舶局に限る。）は、B、156.65MHz及び156.8MHzで聴守をしなければならない。ただし、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないときは、この限りでない。

船舶局であって電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定によりCを備えるものは、F1B電波518kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏の中にあるときは常時、F1B電波424kHzで海上安全情報を送信する無線局の通信圏として総務大臣が別に告示するものの中にあるときは常時、F1B電波424kHz又は518kHzで聴守をしなければならない。ただし、無線設備の緊急の修理を行う場合又は現に通信を行っている場合であって、聴守することができないときは、この限りでない。

A	B	C
1 その運用義務時間中常時	その船舶が海上交通安全法第1条第2項の規定による同法を適用する海域及び港則法第3条第2項に規定する特定港の区域を航行中常時	デジタル選択呼出専用受信機
2 その運用義務時間中常時	常時	ナプテックス受信機
3 常時	その船舶が海上交通安全法第1条第2項の規定による同法を適用する海域及び港則法第3条第2項に規定する特定港の区域を航行中常時	ナプテックス受信機
4 常時	常時	デジタル選択呼出専用受信機

A 11 次の記述のうち、無線通信の原則として無線局運用規則(第10条)に規定されていないものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に終了させなければならない。
- 4 無線通信は正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- 5 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A 12 次の記述は、電波を発射する前の措置について、無線局運用規則(第19条の2)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、相手局を呼び出そうとするときは、電波を発射する前に、□Aに調整し、□Bその他必要と認める周波数によって聽守し、他の通信に混信を与えないことを確かめなければならない。ただし、遭難通信、緊急通信、安全通信及び電波法第74条(非常の場合の無線通信)第1項に規定する通信を行う場合並びに海上移動業務以外の業務において他の通信に混信を与えないことが確実である電波により通信を行う場合は、この限りでない。

の場合において、他の通信に混信を与えるおそれがあるときは、□Cでなければ呼出しをしてはならない。

A	B	C
1 受信機を最良の感度	遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数	少なくとも10分を経過した後
2 受信機を最良の感度	自局の発射しようとする電波の周波数	その通信が終了した後
3 送信機を最良の動作状態	遭難通信、緊急通信又は安全通信に使用する電波の周波数	その通信が終了した後
4 送信機を最良の動作状態	自局の発射しようとする電波の周波数	少なくとも10分を経過した後

A 13 次の記述は、安全通信について、電波法(第52条及び第68条)の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

安全通信とは、□A 安全信号を前置する方法その他総務省令で定める方法により行う無線通信をいう。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局(以下「海岸局等」という。)は、□B 安全通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、安全信号又は電波法第52条(目的外使用の禁止等)第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が□C その安全通信を受信しなければならない。

A	B	C
1 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	速やかに	自局に関係のないことを確認するまで
2 船舶又は航空機が急迫の危険に陥るおそれがある場合に	速やかに、かつ、確実に	終了するまで
3 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	速やかに	終了するまで
4 船舶又は航空機の航行に対する重大な危険を予防するために	速やかに、かつ、確実に	自局に関係のないことを確認するまで

A 14 次の記述は、航空局等における遭難通信について、電波法(第66条及び第70条の6)の規定に沿って述べたものである。

□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

航空局、航空地球局、航空機局及び航空機地球局は、遭難通信を受信したときは、□A、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある□B等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第52条(目的外使用の禁止等)第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、□Cを直ちに中止しなければならない。

A	B	C
1 現に通信中の場合を除き	捜索救助機関に対して救助を要請する	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射
2 現に通信中の場合を除き	無線局に対して通報する	現に行っている無線通信
3 他の一切の無線通信に優先して	捜索救助機関に対して救助を要請する	現に行っている無線通信
4 他の一切の無線通信に優先して	無線局に対して通報する	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射

A 15 次に掲げるもののうち、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなくとも行うことができるものはどれか。無線局運用規則（第71条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 遭難呼出し又は遭難通報の送信
- 2 安全通報の告知の送信又は安全呼出し
- 3 G 1 B 電波 4 0 6 . 0 2 5 M H z 及び A 3 X 電波 1 2 1 . 5 M H z を同時に発射する遭難自動通報設備であって、A 3 X 電波 1 2 1 . 5 M H z により送信する遭難自動通報設備の通報の送信
- 4 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- 5 遭難警報又は遭難警報の中継の送信

A 16 次の記述は、電気通信の秘密について、国際電気通信連合憲章（第37条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

構成国は、□A□の秘密を確保するため、使用される電気通信のシステムに適合する□B□をとることを約束する。

- | A | B |
|----------|-------------|
| 1 国際通信 | 技術的に最も有効な措置 |
| 2 国際通信 | すべての可能な措置 |
| 3 国際公衆通信 | 技術的に最も有効な措置 |
| 4 国際公衆通信 | すべての可能な措置 |

A 17 次の記述は、遭難の呼出し及び通報について、国際電気通信連合憲章（第46条）の規定に沿って述べたものである。□内に入るべき字句の正しい組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線通信の局は、遭難の呼出し及び通報を、いずれから発せられたかを問わず、□A□において受信し、同様にこの通報に応答し、及び□B□義務を負う。

- | A | B |
|----------------|---------------|
| 1 絶対的優先順位 | 直ちに必要な措置をとる |
| 2 絶対的優先順位 | 混信その他の妨害を与えない |
| 3 できる限り第一の優先順位 | 直ちに必要な措置をとる |
| 4 できる限り第一の優先順位 | 混信その他の妨害を与えない |

A 18 次に掲げるもののうち、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、臨時に検査させることがあるのはどれか。電波法（第73条）の規定に照らし1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 船舶局の免許人から主たる停泊港を変更した旨の届出があったとき。
- 2 検査の結果について指示を受けた無線局の免許人から、指示に対する措置について報告があったとき。
- 3 運用の停止を命じられた無線局から運用を開始したい旨の申出があったとき。
- 4 無線局の運用を1箇月以上休止する旨の届出があった免許人から運用を再開する旨の申出があったとき。
- 5 無線局の発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認め、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命じたとき。

A 19 次の記述は、無線検査簿及び無線業務日誌に関して述べたものである。電波法施行規則（第39条及び第40条）の規定に照らし誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 使用を終わった無線業務日誌は、使用を終わった日から2年間保存しなければならない。
- 2 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、無線業務日誌にその事実を記載しなければならない。
- 3 再免許を受けた無線局は、従前の無線局の無線検査簿をそのまま継続して使用することはできない。
- 4 免許人は、検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときは、その措置の内容を無線検査簿又は無線局検査結果通知書の記載欄に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告しなければならない。
- 5 無線業務日誌に記載する時刻は、海岸局においては、中央標準時とし、船舶局、航空機局又は国際通信を行う航空局においては、協定世界時（国際航海に従事しない船舶の船舶局であって、協定世界時によることが不便であるものにおいては、中央標準時によるものとし、その旨表示すること。）とする。

A 20 次の記述は、無線局の免許状及び免許証票に関して述べたものである。電波法（第14条、第21条及び第24条）及び電波法施行規則（第38条）の規定に照らし誤っているものを1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、免許状の記載事項に変更を生じたときは、その免許状を総務大臣に提出し、訂正を受けなければならない。
- 2 無線局に備え付けておかなければならぬ免許状は、主たる送信装置のある場所（船舶局にあっては通信室内、ラジオゾンデ又はラジオ・ブイの無線局にあってはその常置場所とする。）の見やすい箇所（自動車に搭載して使用するパーソナル無線にあっては、総務大臣が別に告示する箇所とする。）に掲げておかなければならぬ。ただし、掲示を困難とするものについては、その掲示を要しない。
- 3 免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- 4 総務大臣は、無線局の予備免許を与えたときは、免許状を交付する。
- 5 船上通信局、陸上移動局、携帯局、移動する実験局（宇宙物体に開設するものを除く。）簡易無線局（パーソナル無線を除く。）又は気象援助局にあっては、その無線設備の常置場所に免許状を備え付け、かつ、総務大臣が別に告示するところにより、その送信装置のある場所に総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が発給する免許証票を備え付けなければならない。ただし、電気通信業務を行うことを目的として開設する陸上移動局及び携帯局については、当該証票の備付けを要しない。

B 1 次の記述は、無線局の登録について、電波法（第27条の18）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

電波を発射しようとする場合において当該電波と **ア** を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能を有する無線局その他 **イ**（総務省令で定めるものに限る。）を同じくする他の無線局の運用を阻害するような **ウ** を与えないように運用することのできる無線局のうち総務省令で定めるものであって、**エ** のみを使用するものを総務省令で定める **オ** に開設しようとする者は、総務大臣の登録を受けなければならない。

- | | | | |
|-----------|-------------|------------|----------|
| 1 期間内 | 2 周波数 | 3 適合表示無線設備 | 4 混信 |
| 5 無線設備の規格 | 6 電波の型式 | 7 混信その他の妨害 | 8 通信の相手方 |
| 9 区域内 | 10 型式検定合格機器 | | |

B 2 次の記述は、無線電話通信における不確実な呼出しに対する応答について述べたものである。無線局運用規則（第26条）の規定に照らし正しいものを1、誤っているものを2として解答せよ。

- ア 無線局は、自局に対する呼出しがあることが確実でない呼出しを受信したときは、その呼出しが反復され、かつ、自局に対する呼出しがあることが確実に判明するまで応答してはならない。
- イ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、その呼出しが反復され、かつ、呼出局の呼出名称が確実に判明するまで応答してはならない。
- ウ 無線局は、自局に対する呼出しがあることが確実でない呼出しを受信したときは、応答事項のうち、相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- エ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「誰かこちらを呼びましたか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。
- オ 無線局は、自局に対する呼出しを受信した場合において、呼出局の呼出名称が不確実であるときは、応答事項のうち相手局の呼出名称の代わりに「貴局名は何ですか」の略語を使用して、直ちに応答しなければならない。

- B 3 次の記述は、緊急信号等を受信した場合の措置について、電波法（第67条）及び無線局運用規則（第93条）の規定に沿って述べるものである。□内に入れるべき字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局は、緊急信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第2号の総務省令で定められた方法により行われる無線通信を受信したときは、□アを行う場合を除き、その通信が自局に関係のないことを確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも□イ）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

の総務省令で定める場合は、モールス無線電信又は□ウによる緊急信号を受信した場合とする。

モールス無線電信又は□ウによる緊急信号を受信した海岸局、船舶局又は船舶地球局は、緊急通信が行われないか又は緊急通信が終了したことを確かめた上でなければ再び通信を開始してはならない。

の緊急通信が自局に対して行われるものでないときは、海岸局、船舶局又は船舶地球局は、の規定にかかわらず緊急通信に□エの電波により通信を行うことができる。

海岸局、海岸地球局又は船舶局若しくは船舶地球局は、自局に関係のある緊急通報を受信したときは、直ちに□オに通報する等必要な措置をしなければならない。

- | | | |
|------------------|-----------------------|-------------------|
| 1 無線電話 | 2 遭難通信又は安全通信 | 3 使用している周波数以外の周波数 |
| 4 遭難通信 | 5 その海岸局、海岸地球局又は船舶の責任者 | 6 デジタル選択呼出装置 |
| 7 3分間 | 8 混信その他の妨害を与えない周波数 | 9 5分間 |
| 10 海上保安庁その他の救助機関 | | |

- B 4 次に掲げるもののうち、電波法（第80条）の規定により無線局の免許人が総務省令で定める手続により総務大臣に報告しなければならない場合に該当するものを1、該当しないものを2として解答せよ。

- ア 選任の届出をした主任無線従事者に無線設備の操作の監督に関し総務大臣の行う講習を受けさせたとき。
イ 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信を行ったとき。
ウ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたとき。
エ 航行中の船舶又は航空機において無線従事者を補充することができないため無線従事者の資格を有しない者が無線設備の操作を行ったとき。
オ 電波法第74条の2（非常の場合の通信体制の整備）に規定する非常の場合の通信訓練を実施したとき。

- B 5 次に掲げる無線設備の操作のうち、電波法施行令（第3条）の規定により、第二級総合無線通信士の資格の無線従事者が行うことができるものを1、できないものを2として解答せよ。

- ア 船舶に施設する空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）
イ 航空機に施設する無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）
ウ 放送局の空中線電力250ワット以下の無線設備の技術操作
エ 海岸局又は航空局の空中線電力500ワット以下の無線設備の技術操作
オ 第一級アマチュア無線技士の操作の範囲に属する無線設備の操作